

別紙

常勤医師等の取扱いについて

- 1 一日平均患者数の計算における診療日数
  - (1) 入院患者数
    - ア 通常の年は、365日である。
    - イ 病院に休止した期間がある場合は、その期間を除く。
  - (2) 外来患者数
    - ア 実外来診療日数（各科別の年間の外来診療日数で除すのではなく、病院の実外来診療日数で除すこと。）
    - イ 土曜・日祭日なども通常の外来診療体制をとっている場合は、当然診療日数に加える。
    - ウ 病院に定期的な休診日がある場合は、その日数を除く。
    - エ 土曜・日祭日など通常の外来診療体制をとっていない場合で、救急の輪番制などで臨時に患者を診察する場合は、診療日数に加えない。
- 2 標準数の算定に当たっての特例  
算定期間内に病床数の増減があった病院については、医療法第25条に基づく立入検査の直近3ヵ月の患者数で算定するものとする。  
ただし、変更後3ヵ月を経過していない場合は、通常のとおりとする。  
※ 医療法施行規則は、前年度の平均としているが、医療法第25条に基づく立入検査の目的から、検査日以降の診療体制についても担保する必要があるための特例措置である。
- 3 常勤医師の定義と長期休暇者の扱い
  - (1) 常勤医師とは、原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者をいう。
    - ア 病院で定めた医師の勤務時間は、就業規則などで確認すること。
    - イ 通常の休暇、出張、外勤などがあっても、全てを勤務する医師に該当するのは当然である。
  - (2) 病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。
  - (3) 検査日現在、当該病院に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者（3ヵ月を超える者。予定者を含む。）については、理由の如何を問わず医師数の算定には加えない。
- 4 非常勤医師の常勤換算
  - (1) 原則として、非常勤医師については、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。ただし、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。  
なお、非常勤医師の勤務時間が1週間サイクルでない場合は、所要の調整を行うこと。  
(例) 月1回のみの勤務サイクルである場合には1/4を乗ずること。
  - (2) 当直に当たる非常勤医師についての換算する分母は、病院で定めた医師の1週間の勤務時間の2倍とする。
    - ア 当直医師とは、外来診療を行っていない時間帯に入院患者の病状の急変等に対処するため病院内に拘束され待機している医師をいう。
    - イ オンコールなど（病院外に出ることを前提としているもの）であっても、呼び出されることが常態化している場合であって、そのことを証明する書類（出勤簿等）が病院で整理されている場合は、その勤務時間を換算する。
    - ウ 病院で定めた医師の1週間の勤務時間が32時間未満の場合、当該病院の当直時の常勤換算する分母は、64時間とする。
  - (3) 当直医師の換算後の数は、そのまま医師数に計上すること。
  - (4) 病院によっては、夕方から翌日の外来診療開始時間までの間で、交替制勤務などにより通常と同様の診療体制をとっている場合（一定部署を含む。例：夜間の外来診療や救急救命センターなど）もあるが、その時間にその体制に加わって勤務する非常勤医師の換算は（1）と同様の扱いとする。

5 医師数を算出する場合の端数処理

医師数については、その性格から整数が原則であるが、医療法第25条に基づく立入検査の充足率の算定に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 標準数は、個々の計算過程において小数点2位を切り捨て、最終計算結果の小数点1位を切り上げ、整数とする。
- (2) 従業者数は、小数点2位を切り捨て、小数点1位までとする。
- (3) 非常勤医師が複数いる場合、常勤換算する際の端数処理は、個人毎に行うのではなく非常勤医師全員の換算後の数値を積み上げた後行うこと。

ただし、1人の医師について換算後の数値が1を超える場合は、1とする。

(例) A医師 0.04……、B医師 0.19……、C医師 1.05……→1

$$A + B + C = 1.23…… \rightarrow 1.2$$

6 他の従業者への準用

医師以外の従業者の標準数等の算出に当たっても、上記1～5を準用する。

常勤換算の方法は、通常の勤務か当直勤務かにより取扱いが異なっている。例えば、看護婦などで三交替制等の場合の夜勤の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間となるが、当直の場合の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間の2倍となる。

7 施行期日

上記の取扱いについては、平成10年7月1日から適用する。

※ 3(3)にいう長期にわたって勤務していない者には産前・産後休業を取得している者も含まれ得る。